

国民年金システム標準化研究会  
(第三回) 議事概要

日時：令和5年2月27日(月) 14:00~15:55

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長
楠原 昌能	高松市市民政策局市民課 課長
芹山 奈緒樹	高岡市福祉保健部保険年金課 課長
小川 斐花	下野市市民課保険年金グループ 主事
長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション 事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任 技師

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洸樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
樋口 俊宏	厚生労働省年金局事業管理課 課長
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 意見照会の実施報告
  - (2) 標準仕様書(1.1版)案について
  - (3) 令和5年度以降の進め方及び今後のスケジュール
  - (4) その他
3. 閉会

## 【意見交換(概要)】

### (1) 意見照会の実施報告

○ 令和5年1月10日から1月27日にて実施した意見照会の概要についてご報告する。

意見照会の対象資料は、3月末の標準仕様書(1.1版)策定に向けて、各2回のワーキングチーム及びベンダー分科会と第2回研究会の協議を踏まえて作成した標準仕様書(1.1版案)である。なお、標準仕様書(1.1版)案は、本紙及び別紙として標準業務フロー、機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件、帳票レイアウトの計6冊から構成されており、これら一式について、改版に伴う変更箇所を中心に意見照会を実施した。

意見照会の回答形式は、意見がある場合、配布している回答票に団体・担当情報を記入の上、各対象資料別の回答票にご意見を記載いただく形式とした。なお、機能・帳票要件一覧に対する回答票については、改版に伴う特定の機能・帳票要件の実装類型変更について意見有無を照会するため、11件の設問を設けた。

意見照会にて自治体及び事業者からいただいたご意見について、内容ごとに討議事項、指摘、質問、意見なしのいずれかに分類し、分類結果に基づいて各ご意見に対応した。なお、本日配布の資料には、指摘に分類したご意見に基づく修正を反映済である。また、先ほど申し上げた回答票(2)機能・帳票要件の設問部分については、回答総数に占める意見なしの割合が過半数を超えているかどうかを基準として、取り扱い方針を決定した。(事務局)

○ 意見照会の実施結果についてご報告する。

意見照会は全1,741自治体及び8事業者を対象に実施し、466自治体及び6事業者より回答をいただき、計3,595件のご意見を頂戴した。

機能・帳票要件一覧に対しては、153団体より回答をいただき、計2,828件のご意見を頂戴した。ご意見を精査した結果、指摘事項は1,582件、質問は114件、意見なしは1,132件に分類した。なお、「共通」「資格異動」に対する意見数が多い理由は、当該事務に区分される要件に対して必須回答を行う設問を設けているためと考えている。

機能・帳票要件の設問部分に関しては、すべての設問に対して、統計的な観点から予め設定していた回答目標数である315市区町村以上から回答が得られ、かつ、意見なしの割合が過半数を超えていたため、各設問でご提案している変更を採用している。

帳票詳細要件に対しては、72団体より回答をいただき、計447件のご意見を頂戴した。ご意見を精査した結果、指摘事項は378件、質問は69件に分類した。

帳票レイアウトに対しては、36団体より回答をいただき、計107件のご意見を頂戴した。ご意見を精査した結果、指摘事項は1,582件、質問は105件、意見なしは2件に分類した。

その他に関するご意見の一例として、本紙において「用語に関すること」のご意見、業務において「業務フローについて」のご意見、機能要件において「種別変更の異動について」「日本年金機構とのデータ連携について」「同一機能の重複定義について」のご意見、その他にて「データ要件及び連携要件について」「ベンダー選定等に係る国の相談対応について」のご意見を頂戴した。(事務局)

○ 2月22日時点に送付頂いた研究会資料と投影資料は異なるものという認識で合っているか。(構成員)

○ 投影資料が正しいものとなる。最新版資料は会議後にお送りさせていただく。(事務局)

○ 承知した。(構成員)

- 意見照会結果として、意見なしは1,132件とされているが、意見なしと回答している326自治体と必須回答の設問11件を掛け合わせただけで3,000件以上になると思われるが、差分は何によるものか。(構成員)
- 回答票にて特定の設問に対して意見なしと記載頂いた総数が1,132件であり、回答票ではなくメールのみで意見なしと回答頂いたものについては意見なしに含んでいないためである。(事務局)
- 意見照会について、各自治体よりご意見があれば賜りたい。(構成員)
- 帳票詳細要件の個人番号の出力についてお伺いをしたい。ワーキングチーム及び研究会において、個人番号・基礎年金番号の出力について議論を行い、結論としては「出力する際に個人番号・基礎年金番号のどちらを出力するか設定出来るようにする」となったと記憶している。しかし、標準仕様書(1.1版)案では基礎年金番号は出力可、個人番号は出力不可と変更した理由についてお伺いをさせていただきたい。(構成員)
- 別途回答させていただく。(事務局)
- 「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」の【回答票④】のNo.25-26の通り国民年金保険料免除・納付猶予申請書に対して意見を提出し、No.46-47の通り国民年金保険料学生納付特例申請書に対して意見を提出した。これらの意見は概ね同じ内容の意見であったものの、事務局にて整理した対応方針に違いがあるため、その差についてお伺いをしたい。(構成員)
- 前述のご質問と同様、別途回答させていただく。(事務局)
- 「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」の「対応内容・討議事項・コメント」の欄において「要件見直しの要望が少ないことから、仕様書への反映は見送りとします。」というものが多い。確かに数によって判断すべき事項もあると考えるが、少数意見の中でも内容によっては対応すべき意見も多分にあると考える。また、厚労省から示された方針に基づいて実施している業務に必要な機能について標準仕様書への採用が見送られていたり、ワーキングチームや研究会で議論した内容と矛盾する対応になっていたりとするため、ご意見を踏まえた対応方針の記載方法については十分に検討いただきたい。(構成員)
- そのような意見に対して、今後どのように議論を行い、仕様書に反映するのかについて事務局に整理頂くということで良いか。(構成員)
- その対応で良い(構成員)
- 特に意見はない(構成員)
- 特に意見はない(構成員)
- 特に意見はない(構成員)
- 特に意見はない(構成員)
- 「資料1 意見照会の実施報告」の「3-3. 詳細：回答票(2) 機能・帳票要件の設問部分について(1/3)」のNo.2において「住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ(一括送信)にて取得できること」と記載があるが、住民記録システムの意見照会の資料を確認しても当該データを取得可能な連携インターフェイスが見当たらない。但し、「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」の【回答票②】のNo.824の対応内容・討議事項・コメントにおいて「事前にデジタル庁を通じ照会し、技術的には可能との回答を確認しています。」と記載されているため、連携ID等をデジタル庁よりお示し頂きたい。(構成員)

- 国民年金の事務局側と住民記録の事務局側とで調整を行っているかと考えるため、その状況を踏まえた上で、機能別連携仕様に反映をさせて頂きたい。(オブザーバー)
- 先の構成員のご意見と同様のことを考えていたため、是非とも対応をお願いしたい。また、「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」の「対応内容・討議事項・コメント」の欄において「要件見直しの要望が少ないことから、仕様書への反映は見送りとします。」という整理が多い。しかし、本意見照会だけでは当該意見への賛同が多いか否かは分からないため、このような回答だけでは不十分であり、数以外の何かしらの理由を示す方が良く考えるため、意見内容を踏まえた「対応内容・討議事項・コメント」を記載頂きたい。そして、「参考3 国民年金標準化\_標準仕様書 別紙2 機能・帳票要件一覧」のNo.5において、「横断検索」という文言が新たに記載されたが、当該文言は他領域の標準仕様書と表現の整合が取れていないと考える。その他の項目も含め、他領域の標準仕様書の要件や表現を統一するよう修正してほしい。(構成員)
- 前者については、少数意見の中でも内容によっては対応すべき意見もあると考えるため、それらのご意見については、どの時点にてどのように対応すべきかについては、事務局にて整理をさせて頂きたい。後者については、他領域の標準仕様書と平仄を揃えるべきと考えているため、ご指摘の通り表現の整合が取れていない箇所があるのであれば修正をさせて頂きたい。(事務局)

## (2) 標準仕様書(1.1版)案について

- 意見照会結果を踏まえて本日討議させて頂きたい事項はないが、これまでのワーキングチーム及びベンダー分科会で討議を進めてきた事項、全国意見照会結果に加え、基幹業務に共通する機能について、標準仕様書(1.1版)案に反映したため、検討テーマ区分①～⑦ごとに対応事項をご説明する。
  - ①「新規機能・帳票の追加」、③「標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」では、全国意見照会結果の反映を行った。詳細については後ほどご説明する。
  - ②「新規業務(及び機能・帳票)の追加」、④「法令・制度改正予定の仕様書への反映」に関して対応事項はない。
  - ⑤「日本年金機構側の業務変更を伴う事項」は、中長期的課題としており、対応事項はない。
  - ⑥「標準仕様書間の横並び調整方針への対応」では、横並び調整方針に沿って標準仕様書を更新した。
  - ⑦「共通事項の整備への対応」では、「実装区分点検結果」の反映、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の反映、「指定都市要件」見直し結果(成案)の反映について今後対応する予定である。また、必要に応じて「共通機能技術要件検討会」の検討結果を踏まえた対応を行う予定である。
- ①「新規機能・帳票の追加」、③「標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」に関して、意見照会で頂いたご意見のうち、指摘に分類したご意見に基づき標準仕様書を修正した箇所の主な例をご紹介します。
 

「0.共通」事務については、検索機能に関する基本的な要件について領域間での平仄をあわせる形への修正、第1号被保険者以外の各種要件に関するご意見への対応、EUC機能に関する基本的な要件について領域間での平仄をあわせる形への修正、帳票出力機能における要件の具体化、権限設定に関する要件領域間での平仄をあわせる形への修正等を実施した。なお、

当該箇所は共通機能であるため、他領域の標準仕様書と平仄を揃えるというものが多かった。

「1. 資格異動」では記載の最適化や備考欄の修正を行った。「2. 免除」では「受付処理簿」機能を削除したことに伴う要件の見直しを行った。「4. 給付」では基本データリストとの整合性が取れるように修正を行った。「5. 年金機構報告・年金機構からの情報登録」では記載の最適化及び異動内容や一覧表の記載見直しを行った。「6. 情報提供・その他」では要件の文言修正や帳票名称の修正を行った。また、各事務区分（1. 資格異動～7. 統計・報告）共通で、管理項目の表現の統一及び管理項目の見直しを行った。（事務局）

- 各自治体に対して意見照会のご意見への回答はどのように行うのかについてお教え頂きたい。（構成員）
- 意見照会のご意見への回答を「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」にてお示しをされており、当該資料は厚生労働省様のホームページにて公表されるため、ご確認いただけるものと考えている。（事務局）
- 議事（1）意見照会の実施報告にて議論になった「少数意見の中でも対応すべき意見」への対応方針はどのようになるか。（構成員）
- 現段階で事務局の一存にて決められることではないが、対応方針としては来年度への申し送り事項とする等いくつかの対応が可能と考えている。（事務局）
- 先ほど申し上げた帳票詳細要件の個人番号の出力については、事務の根幹に関する事項とも思われるため来年度への申し送り事項とすべきではないと考える。窓口でマイナンバーを扱う機会は増加しており、法令上では個人番号と基礎年金番号はどちらか一方を提出すれば良いとされているため、窓口にてマイナンバーカードを提出された被保険者については個人番号を記載いただくということになると考えるが、それにもかかわらず個人番号について出力が出来ないという仕様は適切ではないと考える。当該の変更理由については可及的速やかにご回答をいただきたい。（構成員）
- ご指摘頂きました件につきましては変更理由も含めて、研究会後にメールにてご説明をさせていただく。加えて、ご指摘を踏まえた対応方針の照会を実施し、標準仕様書（1.1版）には検討結果を盛り込ませていただく。（オブザーバー）

### （3）令和5年度以降の進め方及び今後のスケジュール

- 令和4年度末までは、2月末までに本研究会で決定した段階の標準仕様書（1.1版）案をデジタル庁に共有した後、3月中に指定都市要件及びデジタル庁における確認結果を反映し、3月末に標準仕様書（1.1版）を確定する予定である。（事務局）
- 令和5年度以降は、標準仕様書（1.1版）には取り込まないこととした検討事項は申し送り事項とし、引き続き検討を進める予定である。検討事項としては「年金機構システムとの連携」「基幹業務共通機能仕様」「その他」を想定している。（事務局）
- 標準化業務全体のスケジュールについて、改めて確認をさせていただく。図表は令和4年6月「デジタル社会の実現に向けた重点計画<工程表>」からの抜粋であり、国民年金システムの標準化業務は図表（2）地方の情報システムの刷新③制度所管府省庁による標準化基準の策定に該当する。なお、本年度の活動は、制度改正等を踏まえた標準仕様書の改定として実施しており、令和5年度以降も引き続き同様の改定がなされていくことが予定されている。事業者の皆様におかれては、改版が進む中で順次標準準拠システムを開発、更新いただ

き、自治体の皆様におかれては、令和7年度末を目途に標準準拠システムへの移行が完了できるようにご協力を賜りたい。(事務局)

- 事務局のご説明に補足させていただく。令和7年度に移行するシステムの標準仕様書は令和4年度末を目途に確定させるという目標に向けて、現在、デジタル庁主導で各領域の標準仕様書に対して、指定都市要件の見直し、実装類型の見直し及び横並び調整方針等の検討を行っている。なお、令和4年度末以降は標準準拠システムの開発・移行が本格的に始まっていく時期であると考えており、デジタル庁としても各業務領域の事務局等の皆様・研究会にご参加いただいている自治体の皆様・事業者の皆様を最大限支援していく所存であるため、引き続きのご協力等をお願いしたい。(オブザーバー)
- 「資料3 令和4年度末までのスケジュール及び令和5年度以降の進め方」の令和5年度以降の進め方において「令和5年度国民年金システム標準化調査研究事業として実施することを想定しています。」との記載があるが、当該文言の意味合いについてお伺いをさせていただきたい。(構成員)
- 本年度同様に事務局を選定の上、研究会等を開催させていただく予定であることを示している。(オブザーバー)
- 任期が延長されるという認識で良いか。(構成員)
- 追って正式にご連絡をさせていただく。(オブザーバー)

#### (4) その他

- 自治体構成員より、これまでの研究会等に対する所感、もしくは今後の研究会等に対するご意見を頂戴したい。(構成員)
- 研究会資料全てに目を通した上で研究会に臨むことが出来ているわけではないため、見落としや意見を十分に述べられない部分もあると思われるが、厚生労働省様及び日本年金機構様につきましては、自治体の業務改善及び標準化システムの利便性向上につながるよう、標準仕様書(1.1版)の決定をしていただけるとありがたい。(構成員)
- 業務効率化に関する事業に参加できたということが非常に良かったと考える。(構成員)
- 厚生労働省・日本年金機構・各自治体が活用するシステムであるため、無駄のないような簡便なシステムになれば良いと考えている。(構成員)
- 新システムを実際に利用しなければ分からないこともあると考えるため、今後も適宜自治体の意見を取り組んでいただければ有難い。(構成員)
- 3月末に標準仕様書(1.1版)が策定され、デジタル庁より地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書が公表されれば、ベンダー構成員の皆様は開発に着手できるのか。それとも既に開発に着手はしており、標準仕様書(1.1版)にて変更された機能等について反映をするのか。システムの開発状況についてお伺いしたい。(構成員)
- ベンダーごとに進め方に差はあると考えているものの、弊社においては昨年8月末に公表された標準仕様書(1.0版)をもって開発に着手している。その上で標準仕様書(1.1版)の内容を踏まえつつ、自治体の皆様にいつ製品をご提供できるかを推し量っている状況である。(構成員)
- 今後、制度改正に伴う改版やリリースされた製品を確認した際にBPR的な観点からの改版が行われる可能性があるものと認識はしているが、令和7年度の標準準拠システムを開発するにあたり、標準仕様書が確定しなければ開発が進められないため、令和4年度末の標準仕

様書改版をもって、標準準拠システムの開発に必要な標準仕様書を確定させる方針である。  
(オブザーバー)

以上